# 測量成果複製承認書

### 大宮琢磨 殿

令和06年10月18日付けで、貴殿から申請のありました基本測量成果の複製については、測量法第29条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

令和6年10月21日 国土地理院長

記

#### 1. 承認事項

(1)複製目的 システム「メッシュ平年値OfflineMap」作成のため

(2)複製する測量成果の種類及び内容 電子地形図(タイル)

申請書記載のとおり

(3)複製期間 承認後 1 週間

(4)複製部数 サーバ 1台

(5)複製作業者 申請者に同じ

## 2. 条件

(1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 6JHf 219」 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

- (2) 複製後、成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web上で公開される場合はサイトのURLを報告してください。
- (3) 複製しようとする基本測量成果は最新版又は目的に応じた版を使用すること。

## 3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。 これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。